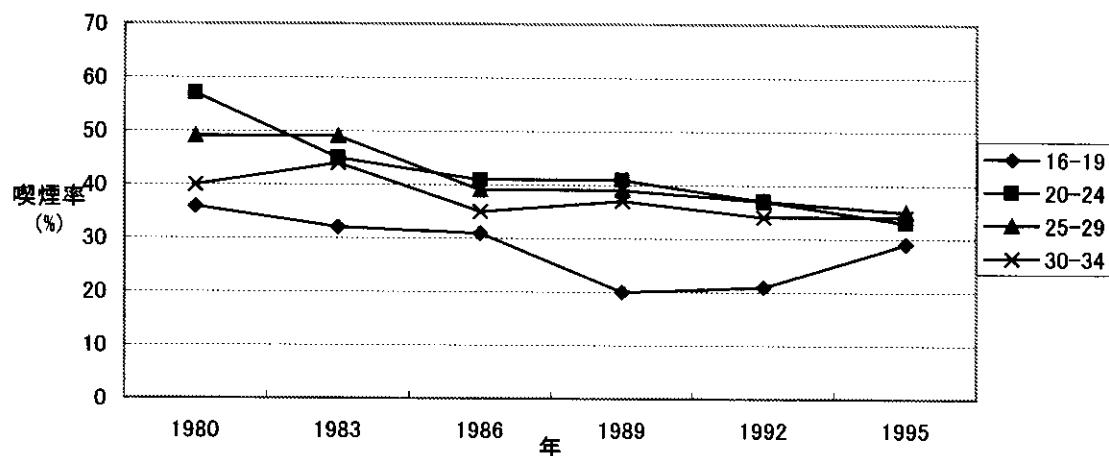
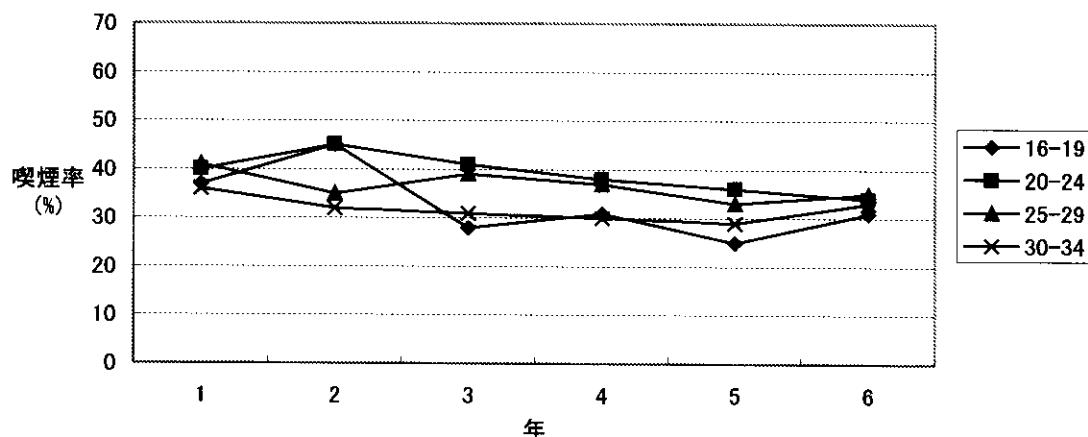


青年の喫煙率に着目すると、喫煙率は若干の低下傾向にあるものの、その絶対値は平均を上回っている。また、16歳から19歳の層では1992年から1995年にかけて男女とも喫煙率が上昇に転じており、女性はその他の年齢層でも上昇している（図表2-4-10、図表2-4-11）。

図表2-4-10 青年の喫煙率の推移(年齢階級別 男性)



図表2-4-11 青年の喫煙率の推移(年齢階級別 女性)



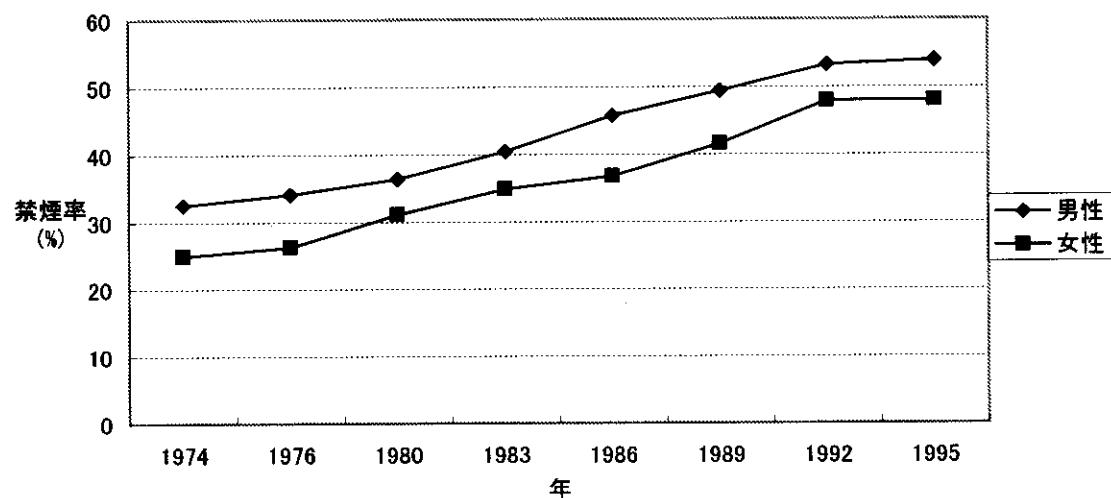
Hill DJ, White VM, Gray NJ. Measures of tobacco smoking in Australia 1974-1986 by means of a standard method. Med J Aust 1988; 149: 10-12.

Hill D, White V. Australian adult smoking prevalence in 1992. Australian Journal of Public Health 1995; 19: 305-308.

Hill D, White V, Scollo M. Smoking behaviours of Australia adults in 1995; trends and concerns. MJA 1998; 168: 209-213.

喫煙率の低下を禁煙率(Quitting trends)から捉えてみる。禁煙率は以前喫煙者であったが現在は禁煙者である人の割合である。喫煙率の低下は、禁煙率の増加により説明できると考えられる。また、禁煙率は 1974 年以降、男女ともほぼ同じ割合で継続的に上昇している（図表 2-4-12）。

図表2-4-12 禁煙率の推移(年齢調整済み)



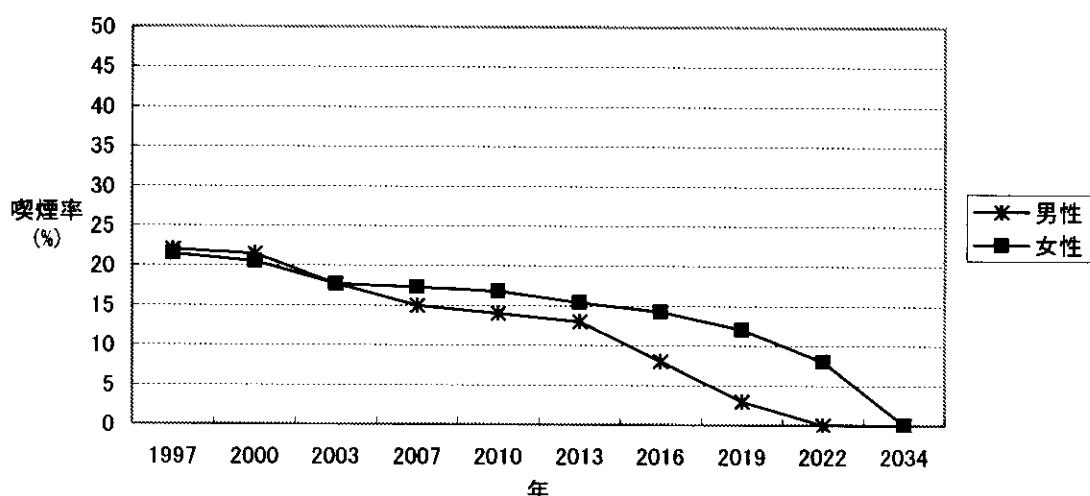
Borland R. Age-adjusted quit proportions, derived from Hill DJ, White VM and Gray NJ (References 4 and 5 above) [Personal communication]. Centre for Behavioural Research in Cancer, Anti-Cancer Council of Victoria, May 1993. Hill DJ, White VM. Unpublished data. Melbourne: Centre for Behavioural Research in Cancer, Anti-Cancer Council of Victoria, 1994.

Hiland D, White V, Scollo M. Smoking behaviours of Australia adults in 1995; trends and concerns. MJA 1998; 168: 209-213.

2) 今後の喫煙率の傾向

今後、1976年以降1995年までの喫煙率の低下傾向が続ければ、2003年に男性と女性の喫煙率が17.7%で等しくなることが予想される。その後も、この喫煙率低下傾向が続くとすれば、男性の喫煙率は女性よりも低くなる（図表2-4-13）。

図表2-4-13 成人喫煙率の将来予測



Hill DJ, White VM, Gray NJ. Measures of tobacco smoking in Australia 1974-1986 by means of a standard method. Med J Aust 1988; 149: 10-12.

Hill DJ, White VM, Gray NJ. Australian patterns of tobacco smoking in 1989. Med J Aust 1991; 154: 797-801.

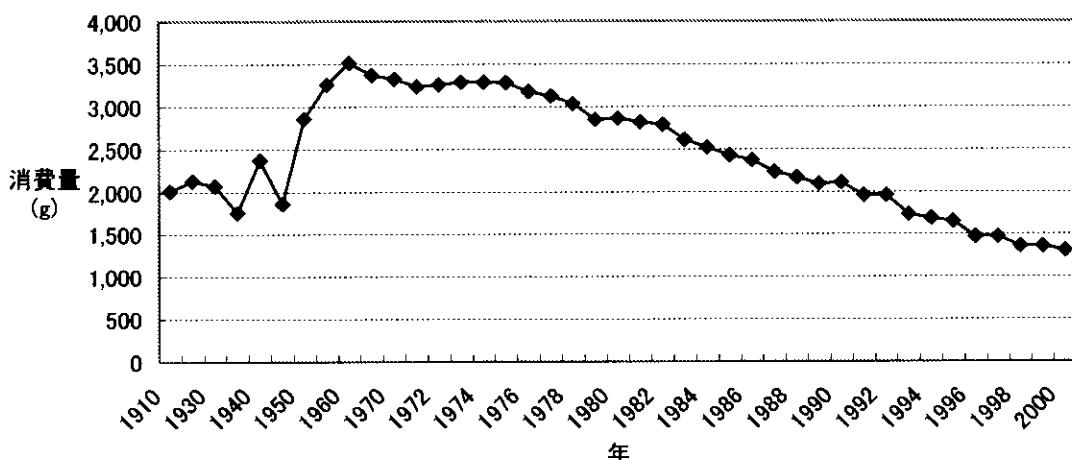
Hill D, White V. Australian adult smoking prevalence in 1992. Australian Journal of Public Health 1995; 19: 305-308.

Hill D, White V, Scollo M. Smoking behaviours of Australia adults in 1995: trends and concerns. MJA 1998; 168: 209-213.

3) たばこ消費量

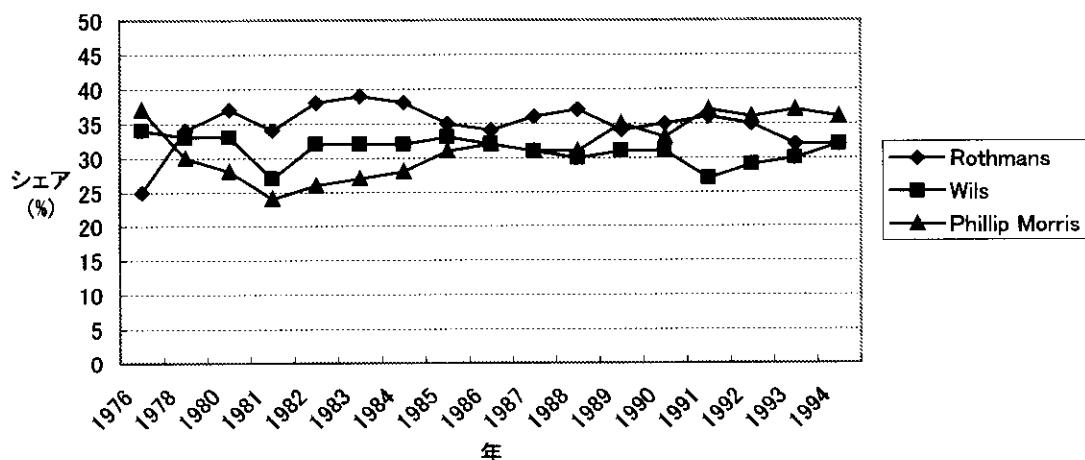
15歳以上の人一人当たりの紙巻きたばこ消費量は、ピークであった1974年の一人当たり3287グラムから、1997年の1472グラムまで約55%減少した。1987年から1997年までの10年間を見ても約35%減少している（図表2-4-14）。

図表2-4-14 15歳以上1人当たりのタバコ消費量



たばこ業界の市場は、Rothmans、Wills、Phillip Morris の3社でほぼ占有されている。また、その3社間の占有率は拮抗している（図表2-4-15）。また、1995年におけるたばこ銘柄トップ15を見ると、1箱当たりの本数が多いビッグサイズのパッケージに人が集中していることがわかる（図表2-4-16）。たばこのパッケージサイズについては5)で詳しく述べる。

図表2-4-15 たばこ会社のシェアの推移



Prices Surveillance Authority. Report No 6 -- Inquiry in relation to the supply of cigarettes. Matter No: PI/85/2.

Canberra: Prices Surveillance Authority 1985 November 26.

図表 2-4-16 オーストラリア国内上位 15 ブランド

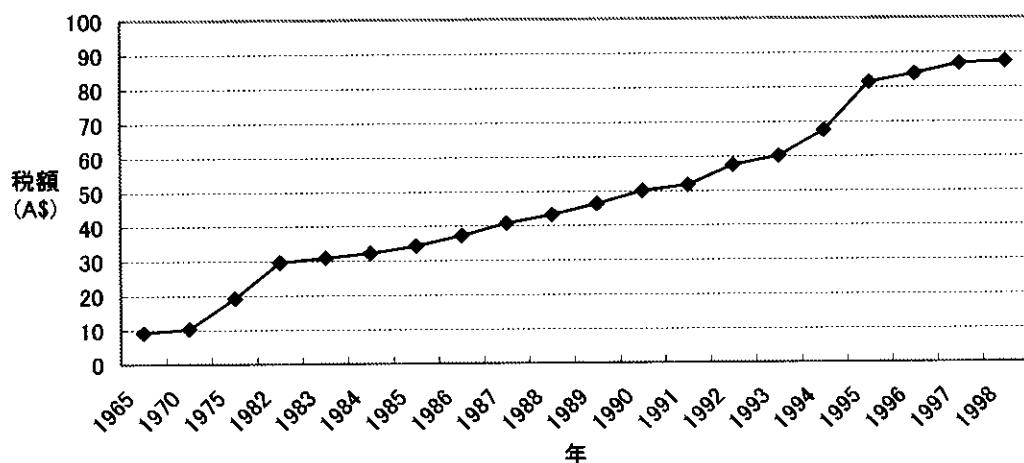
順位	ブランド	たばこ会社	シェア(%)
1	Winfield Extra Mild(25 本入り)	Rothmans	7.6
2	Longbeach Mild(40 本入り)	Phillip Morris	5.1
3	Longbeach Super Mild(40 本入り)	Phillip Morris	4.5
4	Peter Jackson Super Mild(30 本入り)	Phillip Morris	4.3
5	Peter Jackson Extra Mild(30 本入り)	Phillip Morris	4.2
6	Winfield Virginia(25 本入り)	Rothmans	3.9
7	Benson & Hedges Extra Mild(25 本入り)	Wils	3.9
8	Benson & Hedges Special Filter(25 本入り)	Wils	3.3
9	Horizon Mild(50 本入り)	Wils	2.8
10	Horizon Super Mild(50 本入り)	Wils	2.5
11	Longbeach Ultra Mild(40 本入り)	Phillip Morris	2.3
12	Holiday Extra Mild(50 本入り)	Rothmans	2.2
13	Winfield Suoer Mild(25 本入り)	Rothmans	1.9
14	Horizon Ultra(50 本入り)	Wils	1.7
15	Horizon 2mg(50 本入り)	Wils	1.7

Philbrook P. Inside. Australian Retail Tobacconist 1995 March: 3.

4) たばこの価格

たばこの小売価格は 1990 年代に入って、大きく上昇した。それは、たばこの税制変更に伴い、税率が急激に上昇したためである（図表 2-4-17）。たばこ税については、第 3 章で詳しく述べるが、1993 年から 1995 年にかけてたばこ物品税率を上げ、1999 年の物品税課税方式の変更（重量ベースの課税から一本当たりの課税方式に変更）、2000 年の GST（消費税）の導入によりさらに価格が上昇した。この間、消費者物価指数に連動した税率の見直しも 6 ヶ月ごとに行われている。この結果、最も代表的なたばこ一本当たりの価格は、1990 年と比べて 2 倍以上に上昇した（図表 2-4-18）。

図表2-4-17 連邦における1kg当たりたばこ税額の推移

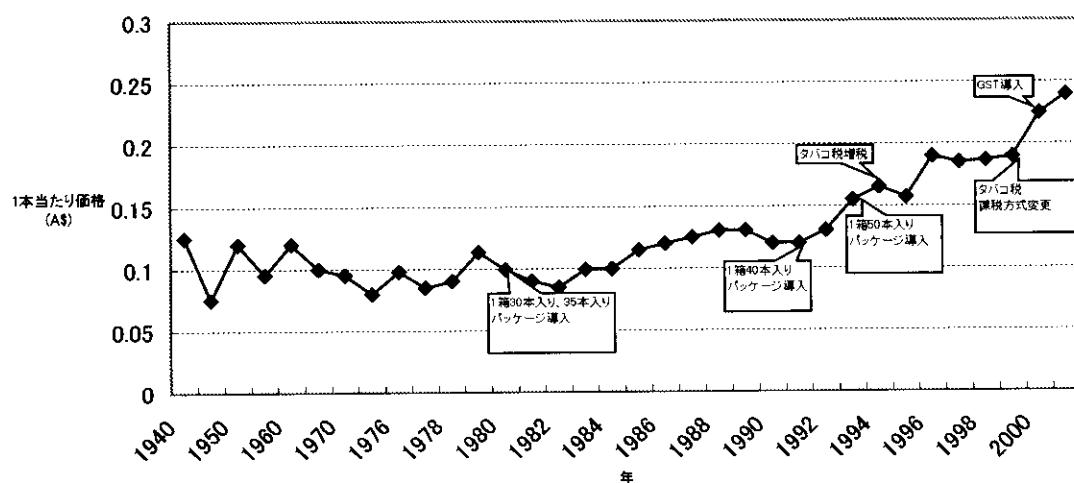


Australian Tobacco Marketing Advisory Committee Annual Report 1994. Year ended 31 December 1994 regarding the operation of the Tobacco Marketing Act 1965. Canberra: Canberra Times Fine Print, 1995.

Willis R. Budget Speech 1994-95 Commonwealth of Australia, May 1994

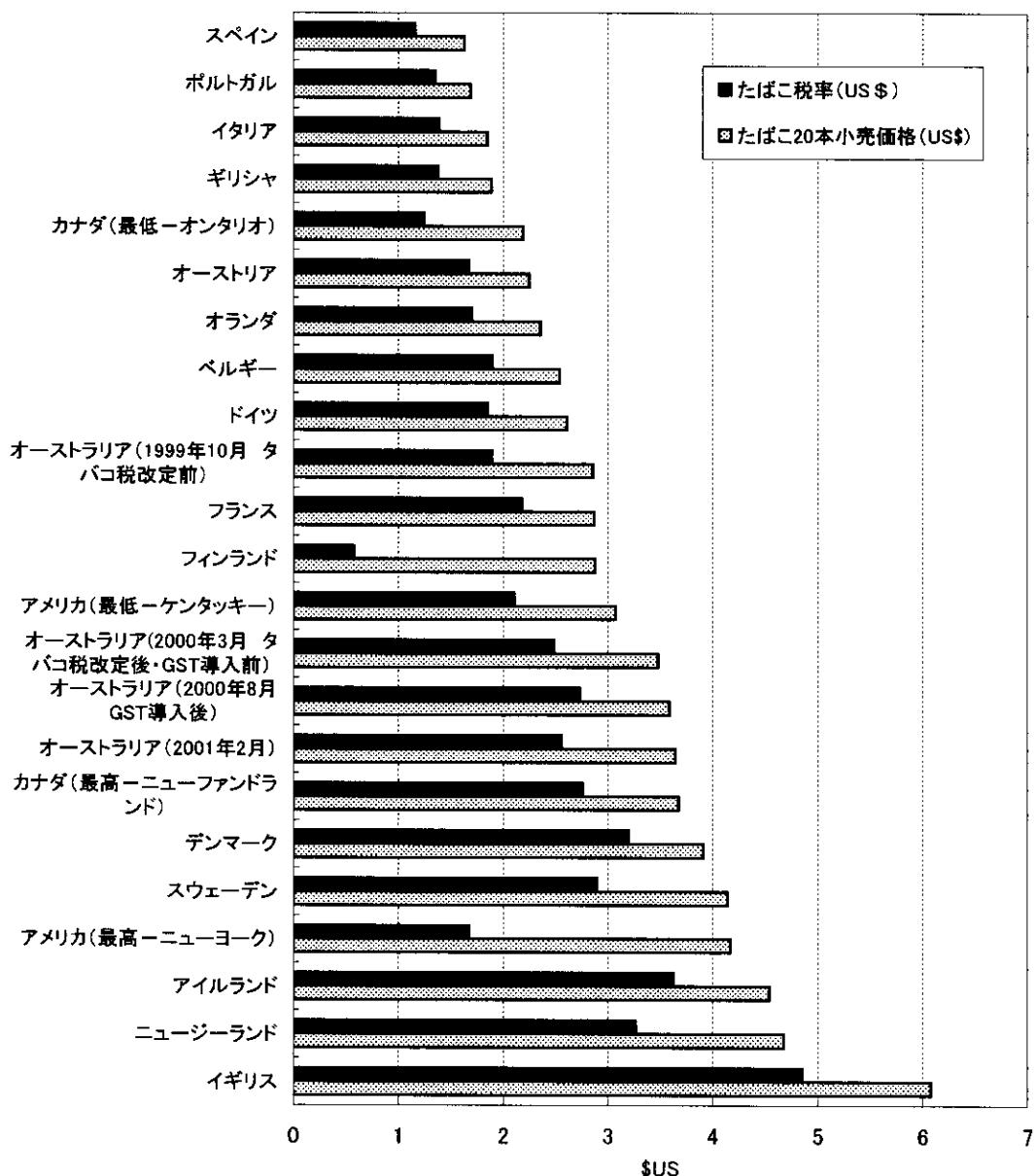
Commonwealth of Australia. Excise Tariff Amendment Act (No 5) 1997. No 182, 1997, Schedule 1, amending items 6, 7 and 8 of the Schedule to the Excise Tariff Act 1921.

図表2-4-18 たばこ1本当たりの価格推移



たばこの20本当たりの小売価格と価格に占める税の割合で国際比較した（図表2-4-19）。使用データの年次は2000年であり、物品税課税方式の変更により大幅に価格が上昇した後の数字である。既に、北欧や一部のヨーロッパ諸国に比べて、若干低いレベルにまで達している。しかし、オーストラリアにおいては、その後GSTの導入により税率及び小売価格が上昇した。

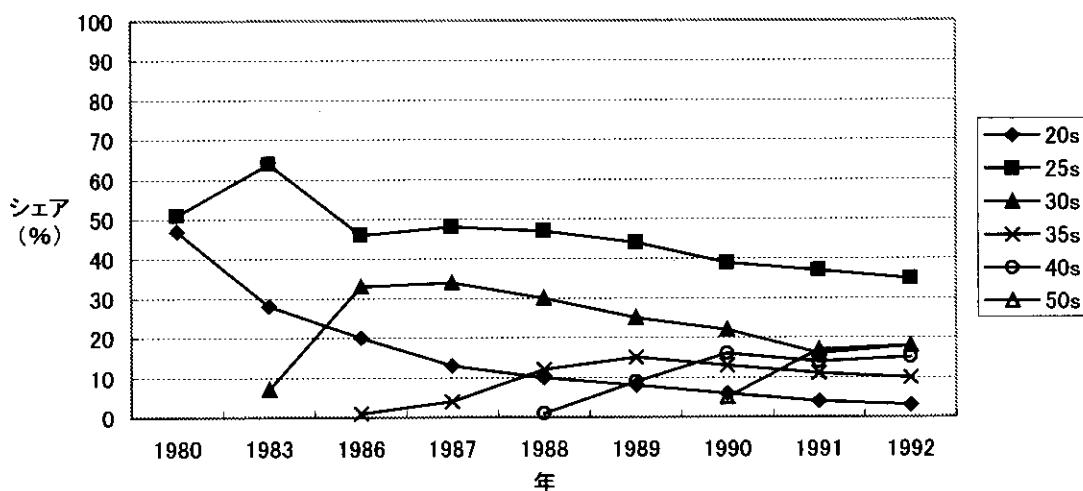
図表2-4-19 たばこ税率及びたばこ20本小売価格の国際比較



5) たばこ1箱の本数

オーストラリアでは、1999年10月までは重量ベースの課税方式であった。また、以前、州政府レベルでたばこに課税していた Licence fees は販売額ベースの課税方式であった。これらの理由により、オーストラリアにおいては1本の重さがより軽いたばこや1箱の本数が多いパッケージが急増した（図表2-4-20）。

図表2-4-20 たばこパックサイズ別シェアの推移



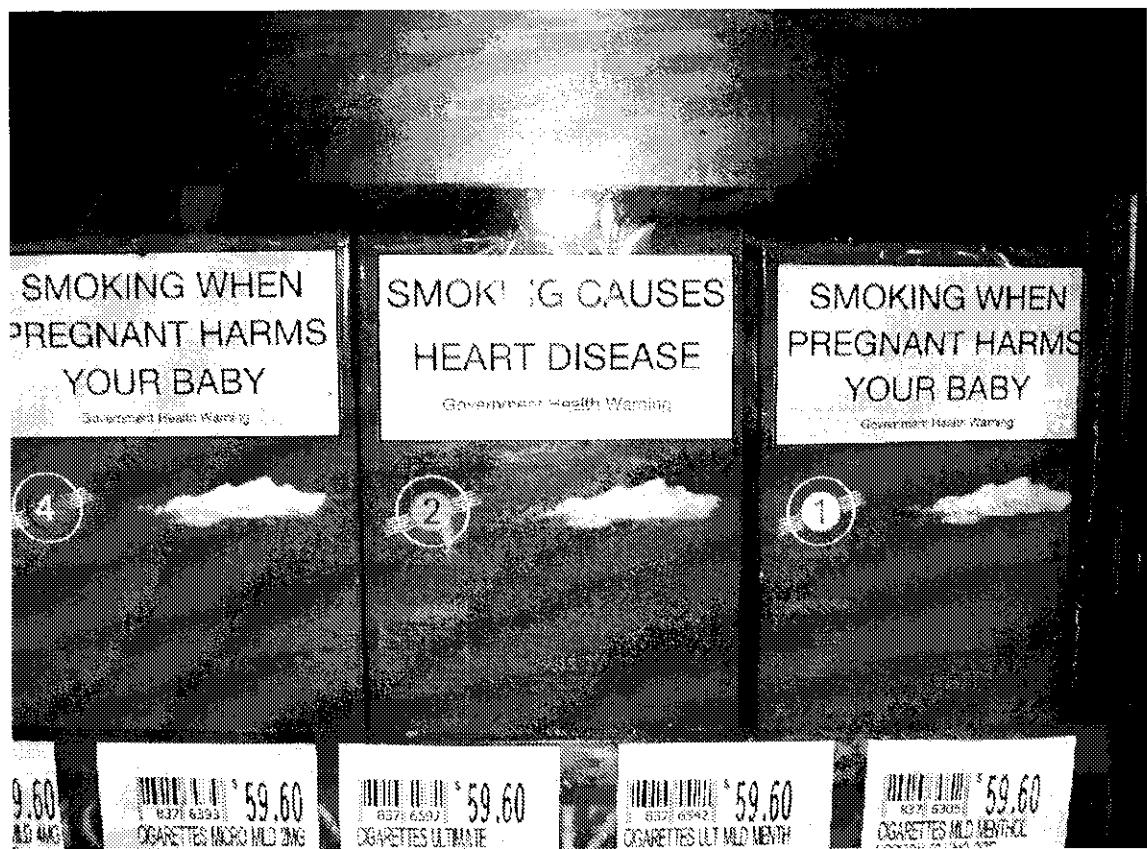
Gray NJ, Hill DJ. Patterns of tobacco smoking in Australia. Med J Aust 1975; 2: 819-822.

6) たばこパッケージへの警告表記について

国内で販売されているパッケージには、警告の表示とラベル貼付が義務づけられている。1995年1月から実施されている貼付ラベルの内容は以下の通り。

- SMOKING CAUSES LUNG CANCER
- SMOKING IS ADDICTIVE
- SMOKING KILLS
- SMOKING CAUSES HEART DISEASE
- SMOKING WHEN PREGNANT HARMS YOUR BABY
- YOUR SMOKING CAN HARM OTHERS

さらに、各ラベルの内容に対応した警告文が表示されている。貼付されるラベルは銘柄によって決まっているのではなく、喫煙者が全てのラベル表示を目にするようとの観点から決定されている。



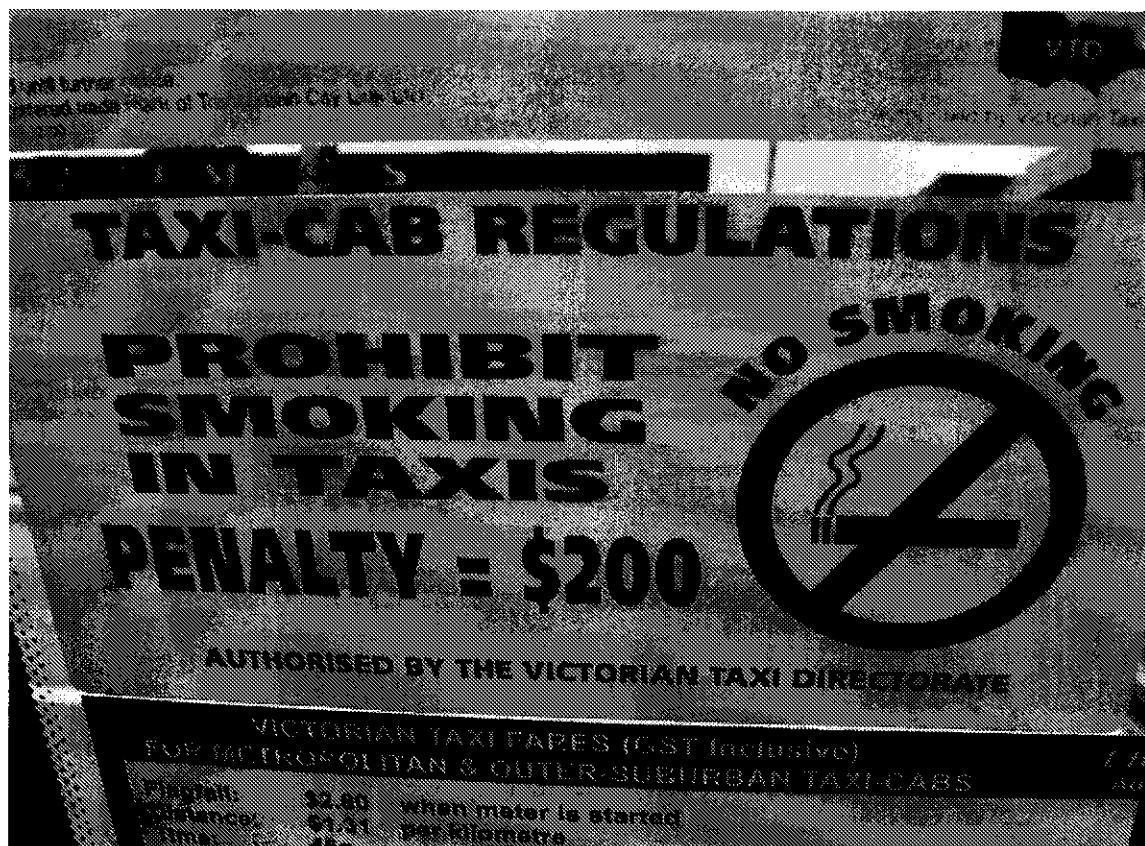
7) たばこ規制の実態

たばこに関する規制は、連邦政府が基本的な法律を制定しているが、各州政府の判断により独自の法律を制定している場合も多い。自動販売機の設置規制や18歳未満への罰則規定の内容は州によって格差がある（図表2-4-21）。

図表2-4-21 たばこ規制の比較（連邦政府及び各州）

活動内容	連邦政府	NSW州	ビクトリア州	タスマニア州	南オーストラリア州	タスマニア州	首都特別地域	西オーストラリア州	北部準州
広告の無し	法律により禁止	州政府の法律により禁止	州政府の法律により禁止	現在は連邦政府の法律を適用。 2002年3月31日より州の法律に	州政府の法律により禁止	州政府の法律により禁止	連邦政府の法律を適用	州政府の法律により禁止	業界の自発的協定により規制
広告の放送	法律制定により禁止	州政府の法律制定により禁止	連邦政府の法律を適用	連邦政府の法律を適用	連邦政府の法律を適用	禁止	連邦政府の法律を適用	連邦政府の法律を適用	連邦政府の法律を適用
後援	法律による承認の規制	州の法律により禁止 ただし、大臣の特例により可能となる可能性あり	州知事が例外を認めた場合を除き禁止	連邦政府の法律を適用	州の法律により禁止	なし	州の法律により禁止 ただし、大臣の特例により可能となる可能性あり	州の法律により禁止 ただし、大臣の特例により可能となる可能性あり	
店頭での広告	1992年タバコ広告禁止条例により最低限の基準を制定	州の法律により禁止	州の法律により禁止 2002年7月1日より商品の陳列と価格提示を除く店頭での広告と商品の陳列を禁止。 商品陳列の規制あり。	連邦政府の法律を適用。 2001年3月31日より、店頭での広告と商品の陳列を制限	州の法律により禁止	州の法律により禁止	商品の陳列と価格提示を除く店頭での広告を禁止	店内やタバコ製造場所と隣接した直営店のみ許可。 州の法律により、広告の大さき、場所、健康への警告を別途規定。	連邦政府の法律を適用
販売促進の付加価値 (販売促進の付加価値とは、無料チラシや値下げのこと)		州の法律により禁止	州の法律により禁止	州の法律により競争や企画の禁止	州の法律により禁止	州の法律により禁止	州の法律により禁止	州の法律により競争や企画の禁止	
最小パッケイズ		州の法律により規制	州の法律により規制	州の法律により規制	州の法律により規制	州の法律により規制	州の法律により規制	州の法律により規制	
自動販売機		ライセンスが与えられた店舗内での限られた場所及び職員がいる部屋でのみ自動販売機の設置が許可される	ライセンスが与えられた店舗内、ゲームセンター、職員がいる部屋でのみ自動販売機の設置が許可される 2002年3月31日より、オフィス街に近い酒販売のライセンスを持つゲームセンター、バーのみ自動販売機の設置が許可される。	酒販売ライセンスを持つ店舗内でのみ自動販売機の設置が許可される。 2002年3月31日より、オフィス街に近い酒販売のライセンスを持つゲームセンター、バーのみ自動販売機の設置が許可される。	ライセンスが与えられた店舗内でのみ自動販売機の設置が許可される 2002年3月31日より、オフィス街に近い酒販売のライセンスを持つゲームセンター、バーのみ自動販売機の設置が許可される。	販売機の設置場所に関する規制はない。 ただし、すべての土地においてタバコを販売するにはライセンスが必要	指定されたバー、ゲームセンター等のライセンスが与えられた場所でのみ公共自動販売機の設置が許可される。	ライセンスが与えられた店舗内でのみ自動販売機の設置が許可される	販売機の設置場所に関する規制はない。
タバコを販売できる最低年齢 18才未満への販売の罰則		18才	18才	18才	18才	18才	18才	18才	18才
		A\$5,500までの罰金	A\$5,000の罰金	初犯はA\$975、2回目以降はA\$1,950。 2002年3月31日よりA\$5,000に値上げ	最大でA\$5,000の罰金。 たばこの販売ライセンスの6ヶ月の禁止	初犯はA\$5,000、2回目以降はA\$10,000の罰金	個人の場合は罰金A\$5,000、企業の場合は罰金A\$25,000	個人の場合、初犯はA\$5,000、2回目以降はA\$10,000。 企業の場合、初犯はA\$20,000、2回目以降はA\$40,000	最大で、罰金A\$10,000

また、タクシーの車内における喫煙は NSW 州、ビクトリア州、首都特別地域などで禁止されており、車内には警告ラベルが貼られている。下の写真はメルボルン（ビクトリア州）のタクシーに貼られていた警告ラベル。



(3) たばこに関する税

1) たばこ税の変遷

① 連邦による物品税（重量から一本当たりの税へ）

オーストラリアにおいては、1901年以来、連邦政府によりたばこ製品に対する物品税が課せられている。1999年の法改正までは、たばこ製品は重量に応じ課税され、その税率は喫煙による健康被害が明らかとなった1980年代以降、急速に上昇している。また、1993年以降は、消費者物価指数の上昇に応じて、6ヶ月毎(2月と8月)に税率の見直しが行われている。

図表 2-4-22 たばこ税の推移

年	巻たばこの税率	紙たばこの税率
1965	9.26	4.94
1970	10.36	5.38
1975	19.36	9.88
1982	29.70	15.10
1983	30.98	20.10
1984	32.25	25.92
1985	34.35	32.60
1986	37.26	37.26
1987	40.73	40.73
1988	43.21	43.21
1989	46.47	46.47
1990	50.02	50.02
1991	51.72	51.72
1992	57.50	57.50
1993	60.17	60.17
1994	67.47	67.47
1995	81.39	81.39
1996	83.93	83.93
1997	86.92	86.92
1998	87.44	87.44

重量に応じた課税に対し、たばこ会社は一本当たりのたばこの重量を減少させることや、あるいはパッケージに含まれる本数を増やすことによるコスト削減などの対処によって、たばこ一本当たりの価格上昇を抑えてきた。このため、1998

年に連邦政府は重量に応じた課税を、たばこ一本当たりの課税システムに変更することを発表し、翌 1999 年 11 月に導入した。

② 州によるライセンスフィー（憲法違反により廃止へ）

1974 年の Victoria 州を皮切りに、各州でライセンスフィーが導入された。これは、たばこの卸売り価格に応じたフィーを州政府が徴収していたものであるが、1997 年 8 月、高等裁判所は州によるライセンスフィーは憲法違反であるとの判決を下したのである。こうしてライセンスフィーは廃止されたが、その後 GST が導入されるまでの間、州政府が徴収していたフィーの総額分を連邦政府が州に代わって徴収し、州政府に分配するという仕組み（かなり複雑なもの）を取り入れることによって、州政府の収入を確保したのであった。

ライセンスフィーを徴収していた時代に、州政府は徴収した財源をたばこ対策に投入するなど、州独自の政策を実行していたようで、例えば Victoria 州においてはフィーの 5% を Health Promotion Foundation に充てていたという。

③ GST の導入（物品税に上乗せ）

1998 年、連邦政府により GST（消費税）の導入が提案された。前年にライセンスフィーが廃止されたこともあり、州政府や禁煙団体などは GST をたばこ物品税に上乗せするよう連邦政府に求め、この結果、2000 年 7 月に導入された GST により、たばこに課せられる税は上昇した。現在では、たばこ価格の約 70% が税金である。

2) たばこ税の現状と問題点

① 現在のたばこ税に対する評価

オーストラリアにおける現在のたばこの税率は、諸外国と比較しても妥当な水準であるとの評価が一般的である。しかしながら、連邦政府によって徴収される物品税は一般財源に取り込まれるため、たばこから徴収する財源をたばこ対策に充当されていないといった不満があることも事実である。また、ライセンスフィーが廃止されたことにより、州におけるたばこの消費量が把握できないという二次的な弊害も指摘されている。

② たばこ税の逆進性

たばこへの課税額の引き上げは、たばこの価格に反映される。例えば GST 導入の際に、たばこ価格は 9% も上昇したのである。そもそも、たばこの税率引き上げは、たばこ価格を上昇させることによって、未成年が購入し難くすることを目的としている。言わば、未成年の喫煙率を低下させるための中心的な政策なのである。しかしながら、こうしたたばこ価格の上昇は、未成年のみならず低所得者の

購入をも妨げる結果となることから、現在以上の税率引き上げは妥当ではないとの考えが主流となっている。

③ 不法（密輸）たばこの問題

近年、密輸などの不法たばこの増加が問題となっている。これは GST 導入などによるたばこ価格の上昇が原因の一つであると 考えられており、連邦政府としても税収確保の観点から、不法たばこの現状把握と効果的な対策の実施が急務となっている。

不法たばこには、いくつかのパターンが存在するが、主なものは以下の 3 種類である。

- ・ たばこ農家が自らパッケージに詰め込み安価で販売
- ・ 国内で生産されたたばこが近隣諸国に輸出され、これを不法輸入し安価で販売
- ・ 近隣諸国で生産されたたばこによる偽ブランド製品として不法輸入し安価で販売

現在のパッケージでは、不法たばこであるか否かを容易に識別することは困難であるため、Tax Stump などの導入が求められているところである。

3) たばこ税の今後

① 目的税化

オーストラリアにおいては、これまでたばこ税を明確に目的税として徴収した事実はないが、州政府によって徴収されていたライセンスフィーの一定割合をたばこ対策に投入した例はある。

Victoria 州の例では、フィーの 5 % を Health Promotion Foundation に投入していたが、その多くはスポーツ部門や健康促進部門に充てられ、禁煙を進める QUIT キャンペーンには、5 % のうちの 10 % しか配分されなかった。これは政治家の人気に直結する政策、すなわち市民に喜ばれる活動に多くが配分されるが故の結果であり、部門によっては予算が硬直化してしまうという弊害も生じていた。

現在では、連邦政府が徴収したたばこ税は一般財源に組み込まれ、その後に他の財源と合わせた収入を各省や州に配分される形式が取られており、このような状況下において、たばこの目的税化が望まれているという事実も見出せない。

② たばこ会社の経営利潤からの追徴金

たばこ価格に直結するたばこ税率が、既に限界の域に達していると認識した上で、これに代わる財源確保の方法としてたばこ会社の経営利潤から追徴金を徴収するという方法が一部で提案されている。カナダにおいては、こうした徴収が法的に問題ないとされており、通常 40 % の法人税をたばこ会社は 50 % としている。

この追徴金も、結局はたばこ価格に反映されてしまうのではないかとの懸念はあるが、結果的に利益が増せば追徴金を得ることができ、税収入が落ちることはないと見込まれている。

(4) 禁煙政策

1) 禁煙政策の変遷

オーストラリアの禁煙政策は、連邦政府、州政府それぞれ管轄が分かれており、禁煙教育をはじめとする様々な取り組みが行われている。

1983年から始まったビクトリア Quit キャンペーンを皮切りに 1986 年までの間、ほとんどの州において、明らかにたばこ製品の消費量が急激に減少した。

1980 年代中頃から 1990 年代初期、禁煙教育の支出は増加し、それに伴い喫煙者も減少していったが、禁煙に関する支出が減少した 1990 年代中頃には、喫煙率も変化しなくなかった。

1991 年に採用されたたばこに関する The National Health Policy on Tobacco はたばこの使用の広範にわたる連邦のアプローチの基礎を形成した。

1992 年に、連邦政府は、放送、活字メディア、スポーツに関連したスポンサーシップ、および文化行事を含む、すべてのたばこの広告を制限するために、たばこ広告禁止法(1992)を出し、1993 年 7 月 1 日から実施された。

1994 年 3 月 29 日、連邦は、消費者製品情報規格（たばこ）規制を決定した。1995 年 1 月 1 日から、パッケージの前面および裏面に健康警告の記載を義務づけた。また、1995 年 7 月 1 日以降輸入されたすべての製品に対象を拡大した。

1997 年 4 月に開始されたオーストラリアナショナルたばこキャンペーンにより、喫煙率は前の 5 年間よりも 1.7% 減少した。特に、キャンペーンの最初の 6 ヶ月間で 1.6% も減少した。

1999 年から 2002-03 年にかけての National tobacco Strategy は、連邦と州/地方政府によって行われており、たばこコントロールへの包括的なアプローチを続けている。

このアプローチは、以下の 4 つの戦略目的によって成り立っている

- ・ 禁煙者、特に子供、および若年層でのたばこ使用を防ぐこと
- ・ 喫煙者の減少
- ・ たばこの供給および販売促進の減少
- ・ たばこの煙が周りに与える影響の減少

2) 禁煙政策の内容

政策は連邦政府の管轄と州政府の管轄に分かれている。

連邦政府の管轄：たばこ税、広告、パッケージ、テレビ CM、Quitline

州政府の管轄：禁煙エリアの決定、禁煙教育、禁煙補助薬物への支援

① たばこ税

たばこに関する税金を引き上げることにより、未成年の喫煙率を大きく引き下げる効果があるほか、成人の喫煙率も低下させる。たばこ税については前述。

② 広告規制

1992年、連邦政府は、放送、活字メディア、スポーツに関連したスポンサーシップ、および文化行事を含む、すべてのたばこの広告を制限するために、たばこ広告禁止法(1992)を出し、1993年7月1日から実施された。

同法の目的はたばこ広告に関して、放送と活字メディアで既に存在する禁止令を広げて、既にたばこ販売促進の制限を導入している州と地方政府の機能を補足し、広告規制の実効性を確立することである。既存の州と地方政府の法律をくつがえすのを意図するのではなく、むしろ国家のたばこ広告に最低基準を設けることが意図された。州と地方政府は必要ならば同法よりも、さらに厳しいコントロールをする自由を与えられた。

③ 禁煙エリア

公共の場所での喫煙・禁煙場所の決定は、一般に州/地方政府により決定される。基本的に間接喫煙の影響があると考えられる閉鎖空間では禁煙とされている。例えばすべての屋内レストランは禁煙である。しかし、オープンエアのレストランではこの限りではない。飲食店の中では、パブ等は喫煙可能である。

また、各州と地方は、全ての雇用者は、構内に入るすべての従業員に健康に害のない職場を提供する義務として、労働衛生と安全法律を持つ義務があるとしている。

間接喫煙と雇い主責任に関する最近の判例から、オーストラリア人の雇い主の多くが間接喫煙に関する病気から起こる訴訟を避けるため、禁煙方針をとっている。

しかし、例外的に以下の場所の禁煙決定は連邦政府によって行われた。

- ・すべての連邦政府建物
- ・航空機、各州間の列車、バス、および連邦州間登録計画によって登録された大型長距離バス
- ・連邦航空協会によって運営されているすべての空港ビル、国内の領空で運行されるすべての国内便と国際便

④ パッケージ

1986年以前、パッケージデザイン（警告）は州独自に行っていたが、州からの依頼により連邦にその権利を委譲した。

1995年1月1日以降、オーストラリアで製造されたすべてのたばこ製品および

1995年7月1日以降輸入されたすべての製品について、以下の事項を守らなくてはならない。

パッケージ前面の25%を占める面積に、6つの警告文のいずれかを白地に黒で印刷しなければならない。

- ・ SMOKING CAUSES LUNG CANCER (喫煙は肺癌を引き起こす)
- ・ SMOKING IS ADDICTIVE (喫煙は中毒性である)
- ・ SMOKING KILLS (喫煙は死を引き起こす)
- ・ SMOKING CAUSES HEART DISEASE (喫煙は心臓病を引き起こす)
- ・ SMOKING WHEN PREGNANT HARMS YOUR BABY (妊娠している時の喫煙は、赤ん坊に危害を加える)
- ・ YOUR SMOKING CAN HARM OTHERS (あなたの喫煙は他の人にも害を及ぼす)

また、裏面の33%を占める面積にはパックの表にある警告に対応する詳細な健康情報を、白地に黒で印刷しなければならない。

さらに、タール、ニコチン、および一酸化炭素含有量(特に、これらの物質の平均産出量とそれらの健康効果に関する説明)の情報は、パッケージの片面に記載しなければならない。

⑤ テレビCM

広告規制により、たばこ会社はテレビCMによってたばこの宣伝を行うことは出来ない。

1997年から連邦政府はたばこキャンペーンの一環として7種類のテレビCMを用いて禁煙を推進している。このキャンペーンは、喫煙者の禁煙推進を目的としているため、既にたばこを吸っている人の禁煙活動であり、非喫煙者に対する喫煙開始および常習化の予防は対象としていない。具体的な内容は下記の通りである。

- ・ 喫煙がどれだけ身体に対して悪影響があるかを視覚に訴えている。
- ・ 放送時期は数週間～数ヶ月にわたり、年に2回放送されている。
- ・ また、禁煙のきっかけとなる元旦やWHO禁煙デー（5月31日）にも放映している。

⑥ Quitline

電話でたばこに関する相談が出来るQuitlineを設置している。全国どこからでも市内通話料金（1回\$0.4：約30円）のみで相談ができる。

⑦ 禁煙教育

現在進行中のNational Tobacco Strategyは最大の効果があったという評価を受けている。

キャンペーン開始 6 ヶ月間に 18 歳以上の喫煙者 25 人に 1 人が Quit へ相談し、4 年間では 50 万人が電話で相談をおこなっている。

キャンペーン開始 1 年後 29% の人が禁煙をおこなった。

キャンペーン開始当時（1997 年）の喫煙率が 23.7% だったものが、2000 年 11 月には 20.3% まで減少した。これはこの期間に 30~40 万人が喫煙をやめた計算になる。

また、最初の 6 ヶ月間に 19 万人（1.6%）喫煙者が減少した。

⑧ 禁煙補助薬物への支援

たばこ依存症の治療に用いる、禁煙を成功させるための補助薬物 ZYBAN（ザイバン：ニコチンパッチ）等に対し、州政府から補助が出ている。

3) 連邦政府における禁煙政策の決定について

連邦政府では、経済学者や公衆衛生分野の専門家のアドバイスをもとに政策を行う（最終的には連邦政府内で決定するために、これらの専門家はアドバイザー的な位置付けである）。

特にたばこ税に関しては連邦政府との関係が非常に強いため、この分野の経済学者は連邦との結びつきが強い（例えば、THE UNIVERSITY OF NEW SOUTH WALES の Dr. Helen Lapsley など）。一方、公衆衛生分野に関連した規制は州政府に委ねられている部分が多いため、州政府とのつながりはそれほど強くないといえる。

オーストラリアでは、政策決定に必要な情報として喫煙の社会的コストの推計も行っている。社会的コストの推計は政府の禁煙政策決定に大きな影響を与える。

4) 社会的コストの推計

オーストラリアにおいては、オーストラリア国内全体を対象とした推計や特定の州及び地域を対象とした推計など、いくつかの種類がある。推計に必要なデータソースは豊富だが、近年問題となっている不法たばこに関する信頼性の高いデータは少ない。疫学的な研究に基づく喫煙による疾病のリスク係数等のデータも、1988 年以降調査が行われており、継続的に更新されている。

これらの推計により明らかになったポイントは以下の通りである。

- ・ 近年、喫煙率は減少しているにもかかわらず、喫煙コストは増加している。これは、禁煙政策が社会的コストに効果が現れるまでに時間がかかることを意味している。
- ・ 喫煙高齢者の医療及び福祉関係の費用は、相対的に非喫煙者に比べて非常に高い。これは、非喫煙者は死亡直前まで健康な状態を保っている場合が多いためである。
- ・ 喫煙が原因の早期死亡により年金関係の支出が抑えられるため、喫煙による社

会的コストは必ずしも高くはないという見方もあるが、少なくともオーストラリアにおいては、喫煙者は結果的に費用支出などが嵩むため、そのような結論にはならない。

- ・社会的コストには引き下げるのが困難なコストが存在する。例えば、長年の喫煙者は既に蓄積された喫煙による弊害のために、禁煙したからといってコストの引き下げには繋がらない。

これらの理由により、若年層の喫煙予防（特に喫煙の常習化予防）に力を入れている。また、受動喫煙が社会的コストに及ぼす影響が大きいことも明らかであり、受動喫煙が関係する規制（禁煙エリアや分煙など）は非常に厳しい。

(5) たばこ政策と行政

1) 政治家の活動と国民の意識

オーストラリアにおけるたばこ政策の浸透は、日本の比ではない。もちろん、州独自の政策が先行的に実施され、その後に他の州も追随するという連邦制の一般的な利点が活かされていることもあるが、それ以上にたばこ会社もしくはたばこ農家を擁護する政治家が皆無であるという事実に注目する必要がある。かつては、たばこ会社などに味方する政治家も存在していたようであるが、現在ではたばこ会社から献金を受けていることが発覚した場合、選挙で当選することは不可能であるという状況にある。国民に「喫煙は悪」という意識が根付いていることが前提であるとはいえ、政治家と企業、政治家と農家との関係が断たれているという点は、オーストラリアにおけるたばこ政策、中でもたばこ税引き上げの早期着手とその後の進展に重要な意味を持つものと言える。

2) 連邦における税収と予算

前述のとおり、現在では連邦政府が徴収したたばこ税は一般財源に組み込まれ、その後にGSTなどの他の財源とを合わせた収入を各省や州に配分するという仕組みであって、たばこによる税収を決められた目的に投入するということはない。従って、たばこ税は税財源の一部に過ぎず、またたばこ政策に必要な予算は支出の一部分に過ぎない。

このような状況下で、たばこ税率の引き上げなどのたばこ政策を進めるためには、たばこ政策を担当する厚生省に加え、財務を担当する大蔵省が連邦政府内の要所となる。厚生省は、より多くの予算を獲得するために、喫煙率低下に直結する政策を好む傾向があり、また大蔵省は、税率引き上げによる税収の変化を予測することにより、収入の落ち込みを回避している。

3) 州による政策と連邦との関係

かつてライセンスフィーが存在していた時代には、たばこによる明確な収入を

州政府として得ていたことから、その財源の一部を健康目的に投入するという州独自の政策実施が可能であったが、現在では州独自のたばこ財源はほとんどなく※、州政府は連邦政府のGST財源から配分される補助金を得ているという状況である。この補助金は、たばこ税と直結しているものではないが、1997年にライセンスフリーが違法とされた時点からGST導入までの期間に実施された、州に代わり連邦政府がフィーを徴収し州に再配分するという仕組みの名残として、GSTの一部を州に配分する仕組みが存在しているものと推測される。

州によるたばこ政策の側面では、前述のとおりライセンスフリーの廃止により州単位での税収入やたばこ消費量が不明となったことから、州独自の評価、独自の戦略を推進することが困難となっている。たばこ会社は州ごとのたばこ消費量を把握していると考えられることから、情報公開を義務づけるような法律制定が必要だとの意見もある。また、州政府としてたばこによる明確な収入源を失ったことから、たばこ政策を進めるモチベーションの低下が懸念されるところであるが、たばこ政策の進展により医療費削減が期待できることなどにより、中長期的な観点から予算を増やす方向にある。例えば、Victoria州ではこの2年間に禁煙対策の予算は2倍になったとされている。一方で連邦政府の場合、厚生省に総括予算が存在し、その中でたばこを含めた種々の政策に配分しているため、やや硬直的で偏りがあるという見方もある。たばこ政策に着目してみると、禁煙補助剤への予算に対し、禁煙教育への予算は20分の1程度に過ぎないと指摘もある。

以上のように、オーストラリアは国全体としてたばこ政策の浸透と喫煙率低下が実現しているものの、連邦政府と州政府との間には若干の認識の差が見受けられる。しかしながら、これはあくまでも予算配分の問題により生ずるものであって、双方のたばこ政策担当者が互いに協力関係にあることは間違いない、将来の禁煙促進を妨げるほどのものではない。

※ 一部の州では、たばこ小売店に税を課している

4) NGO の存在

オーストラリアにおいて、喫煙率低下が実現した背景にNGOの存在がある。NGOは、喫煙による健康被害に関する癌学会などの多くの医学会と連携するとともに、州政府との協力関係を築くことによって禁煙活動を進めている。NGOの活動範囲は広く、一般市民に向けての啓発活動はもとより、政治家や政府への政策提言やたばこ会社の言動チェックもその範疇にある。研究活動も盛んで、医学ならびに公衆衛生学の分野に加え、最近では経済学的、社会学的研究も進められており、喫煙による社会的コストや禁煙の促進による経済効果などについて専門研究者に調査研究を依頼し、その結果を政府関係者とともに活用するなど、こうした活動が政策決定において重要な役割を果たしている。